



ご確認ください!

# もりど 盛土等に関する規制が始まります。

- 令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が施行されました。
- 盛土規制法は、盛土等に関する工事を規制する区域を指定したのち、法律に基づく規制が開始されます。
- 呉市では、令和6年4月1日に規制区域を指定し、運用を開始する予定です。

## 取組

### 1 規制区域の指定

盛土等の崩落により、被害を及ぼしうる区域を指定します。各規制区域の詳細は呉市のウェブサイト等で確認できます。



#### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

#### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

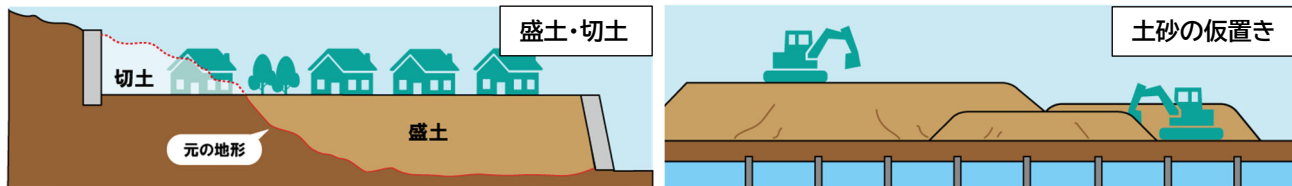
自分の土地が区域に入ったら

盛土・切土や擁壁等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう、維持管理を心がけてください。

## 取組

### 2 安全な盛土の造成

切土・盛土や、土砂のストックヤードにおける仮置きなどでは、許可が必要になる場合があります。



例えば・・・ ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが1m超の崖※を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

例えば・・・ ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

#### 許可申請から工事完了までの主な流れ



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 出典:国土交通省盛土規制法パンフレットを基に作成

取組

### 3 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内で盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土を安全に保つ「責務」があります。所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

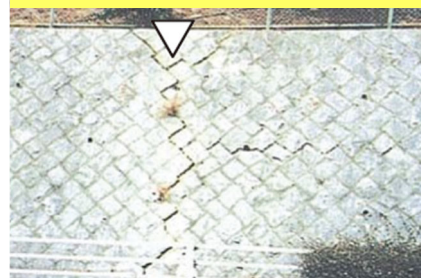
盛土の割れ



地下水の流出

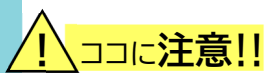


擁壁の割れ



取組

### 4 実効性のある罰則



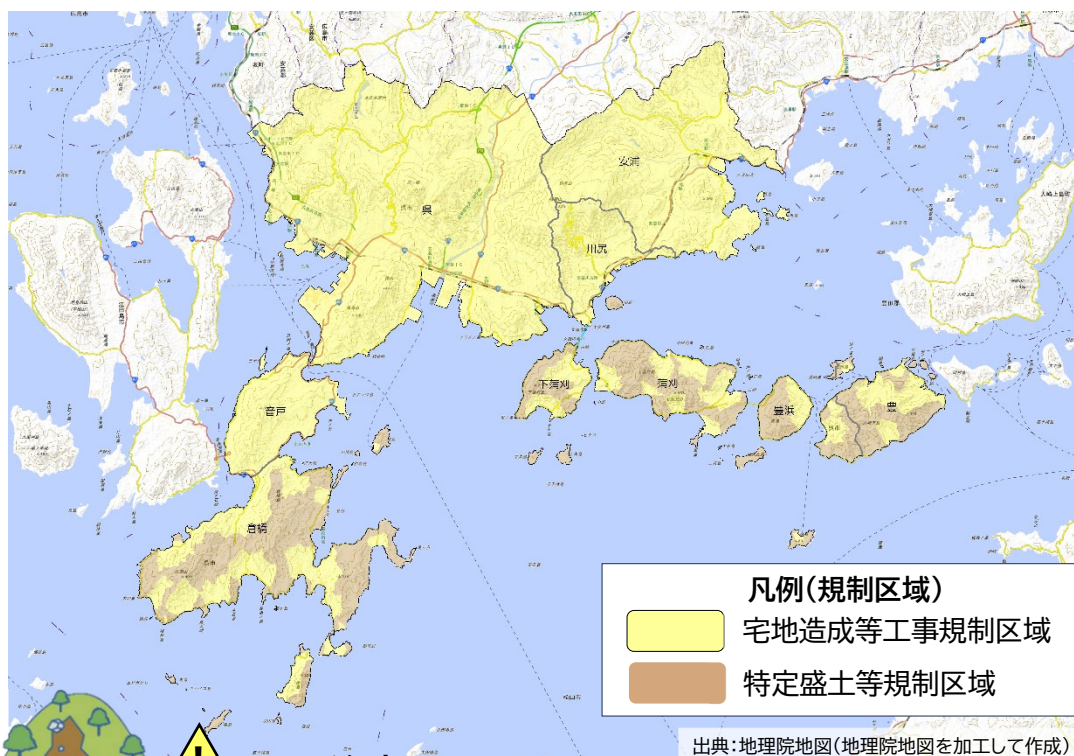
ココに注意!!

- 無許可行為や命令違反等に対する罰金刑等 最大で懲役 **3** 年以下・罰金 **1,000** 万円以下
- 法人に対しても、法人重科を措置 最大で罰金 **3** 億円以下 等

取組

### 5 呉市の規制区域

呉市では、市全域に対して「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」を予定しています。



ココに注意!!

**規制区域内**で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ**許可が必要**です。



### お問い合わせ

窓口担当

呉市 都市部 都市計画課 TEL: 0823-25-3369 FAX: 0823-24-6831

呉市 HP

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/>